

平成23年5月24日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に係る措置について

標記については、原子力災害対策特別措置法に基づき、計画的避難区域が設定されているところであるが、今般、「計画的避難区域における例外的事業継続について」（平成23年5月17日付け原子力災害対策本部文書）が示されたところである。原子力災害対策本部に確認したところ、計画的避難の例外となる事業場では建物内の空間線量が基本的に一時間毎に3.8マイクロシーベルトを十分に下回っているものの、従業員の受ける放射線量を個人毎に管理することや適切な労働環境を提供すること等が事業者に求められていることから、当該事業場において業務に従事する労働者の放射線による健康障害を防止するための留意点を下記のとおり示すので、関係事業場に対する指導等に遺漏なきを期されたい。

なお、別添2により、福島県知事あてに通知していることを申し添える。

記

- 1 事業者は、「計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続場合に市町村が満たすことが必要な事項」（平成23年5月17日付け原子力災害対策本部文書の別添（別添1）。以下「必要な事項」という。）の1から8に定める事項を適切に実施すること。
- 2 「必要な事項」の5に関し、測定した被ばく線量は、1日ごとに記録し、適切に保存すること。また、労働者の求めに応じて、累計の被ばく線量を労働者に通知すること。
- 3 原子力災害対策本部が、セミナーなどを通じて、事業者及びその従業員に対し、放射線に関する知識、リスク情報・健康への影響等に関する情報等を十分に提供することとしているが、このセミナーの実施において、放射線ばく露の有害性、線量計、マスク等保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事項が含まれるよう必要な協力をする。

計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に
市町村が満たすことが必要な事項

(事業所に関する事項)

1. 計画的避難の例外となる事業所は、以下の項目を満たさなくてはならない。
 - ① 付近の空間線量が毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ を大きく超えてはならない。
 - ② 鉄筋コンクリート又はこれに準ずる遮蔽能力を有する。
 - ③ 建物内の空間線量は、窓際や出入り口等の場所においても、毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ を十分に下回っている。

(事業者に関する事項)

2. 事業者は、従業員が受ける放射線の量を最小限とするよう努める。
3. 事業者は、従業員が受ける放射線の量が直近一年の間に 20mSv (加えて、女性従業員については、計画的避難実施後の三月毎に 5mSv) を超えないようにする。
4. 事業者は、従業員が妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内の事業所で就労させない。
5. 事業者は、複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、毎日、当該従業員が受けた放射線の量を記録し、事故発生時からの累積線量を計算し、月に一度、市町村に報告する¹。
6. 事業者は、従業員を自動車にて通勤させる。
7. 事業者は、下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
 - ① 屋外での作業が可能な限り少なくなるよう、業務を実施させる。
 - ② 土埃や砂埃が多い時には、窓を閉める。
 - ③ 埃等が少ないところでの喫煙、飲食等が可能な職場環境を提供する。
 - ④ 定期的に健康診断を受けさせる。

¹ 毎日、従業員が受けた放射線量を記録。月に一度、1月間の就労中の積算線量に加えて、氏名、年齢、性別、避難前の住所、避難後の住所、避難年月日、避難前の積算線量値、避難後の非就労中の積算線量(通勤中、避難先)を報告。

- ⑤ 職場での滞在時間を可能な限り短縮する。
- 8. 事業者は、従業員に以下の事項を遵守させる。
 - ⑥ 履物を屋内と屋外で替える等、事業所内に汚染を持ち込まないための提案を行う。
 - ⑦ 屋外行動の際には、マスク、帽子及び手袋等を着用することで放射線物質の吸入及び汚染を防止する。
 - ⑧ 事業所に入所する際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。
- 9. 事業者は、従業員に対し放射線に関する知識、当該事業所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、従業員から当該事業所での勤務についての同意を書面で得るものとする。

(従業員に関する事項)

- 10. 従業員は、妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者へ報告する。

(市町村に関する事項)

- 11. 市町村は、事業者による従業員が受ける放射線の量を最小限とするための措置を支援するとともに、事業者が従業員の受ける放射線の量を適切に管理するよう、指導を行う。
- 12. 市町村は、従業員が受けた放射線量に関する記録について事業者から報告を受けた場合、速やかに国及び県に報告する。
- 13. 市町村は、必要に応じて、事業者の従業員の受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するために、事業者に必要な事項に関する報告を求め、また事業所への立ち入り、又は必要な調査を行う。
- 14. 市町村は、直近1年の間に従業員が受けることが予測される放射線の量が20mSvを超えた場合には、事業者に対して、当該従業員の受ける放射線の量を低減するために必要な措置を講ずるよう指示することが出来る。
- 15. 市町村は、直近1年の間に従業員が受けた放射線の量が20mSvを超えた場合には、事業者に対して、事業を停止するよう指

示する。

16. 市町村は、女性従業員の計画的避難実施後の三月毎に受けた放射線量が5mSvを超えた場合には、事業者に対して、事業を停止するよう指示することが出来る。
17. 市町村は、事業者の従業員の受ける放射線量の管理に不適切な点があった場合には、管理体制を改善する又は事業を停止するよう指示することが出来る。

基安発0524第2号
平成23年5月24日

福島県知事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に係る措置について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添1のとおり、「計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に市町村が満たすことが必要な事項」（平成23年5月17日付け原子力災害対策本部文書）が示されているところですが、計画的避難区域内の事業場の労働者の放射線による健康障害を防止するため、別添2のとおり、平成23年5月24日付け基安発0524第1号を福島労働局長あて発出したところです。

つきましては、同通知に示す措置について、貴管内の自治体に対し周知を図られたたくお願いいたします。